

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策の徹底について

県内の新規感染者数が一昨日 106 人、昨日 103 人と急激に増加し、医療体制の基準としている 1 週間平均でも 79.6 人となり、最も深刻な「感染拡大期 2」になっています。

この状況を踏まえ、昨日開催された第 30 回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、さらなる感染防止対策の徹底を求められました。

については、別添の知事メッセージ及び下記の内容に十分留意しながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1 教育活動全般について（修学旅行含む）

- (1) 校内外を含め、職員、生徒、来校者には、「マスク」の着用及び手洗いを徹底すること。特に、マスクをはずすこととなる昼食時等は、会話を控えるなど注意すること。
- (2) 「3密」や「大声」を避け、換気を十分に行うこと。
- (3) 健康観察を徹底し、発熱や咳、喉の痛みなどの風邪症状が見られた場合は教育活動を控えさせる等、適切に対応すること。

2 校外活動について（修学旅行含む）

感染防止対策を講じた上で、実施すること。

また、県外で活動する場合においては、全国的に感染者数が増加していることから、都道府県、市町村が発表している感染予防対策を確認し、実際に活動する場所において、対応されているかを確認すること。その上で実施時期・場所、参加人数、移動方法などを十分に検討した後、実施すること。

加えて、部活動の公式試合等においては、主催者が要請する感染防止対策を徹底すること。

3 出席停止等の取扱いについて

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合または児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ること。
- (2) 児童生徒等の家族等が新型コロナウイルス感染者（陽性者）の濃厚接触者として特定され、PCR 検査結果によっては、当該児童生徒等が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のために、判明するまでの間は「出席停止」を基本とすること。
- (3) 上記（1）（2）に該当する児童生徒等については、ICTを活用するなど、家庭における学習支援を行うこと。

(電子メール施行)
教体第1648号
令和2年11月19日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策の徹底について

標記の件につきまして、別添のとおり、県立学校長あてに通知しましたのでお知らせします。

つきましては、参照のうえ、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

改めて、感染防止の徹底を！

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、クラスターの発生などにより、昨日、過去最多の106人となるなど、この1週間で557人にのぼっています。

このままの状態が続くと、病床のひっ迫を招くことにもなりかねず、そうならないためにも、今ここで、感染拡大を食い止めなければなりません。

皆様や大切な方の生命・健康を守るため、改めて、次の「5つの場面」に注意してください。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 休憩室、喫煙所、更衣室等

上記の場面では、感染リスクが高まりますので、その後の自身の体調や行動に注意してください。

クラスターが発生している医療機関や社会福祉施設、大学等の施設、事業者・県民の皆様には、特に次のことを徹底してください。

【医療機関・社会福祉施設関係の皆様へ】

- 院内・施設にウイルスを持ち込まないため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託業者等に対しても注意を促してください。
- 院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力してください。

【大学関係の皆様へ】

- 授業そのものよりも、飲み会や寮生活、部活動等でクラスターが発生していますので、これらの場面では感染リスクが高まることについて、教職員、学生等へ注意を促してください。
- ウイルスの持ち込みを避けるため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、来訪者、出入り業者等に対しても注意を促してください。
- 学内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力してください。

【飲食店事業者の皆様へ】

- Go To Eat 参加飲食店では、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」としてください。
- Go To Eat に参加されない飲食店も、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」となるようご協力をお願いします。

【その他事業者の皆様へ】

- 従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底を呼びかけてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンターなど見やすいところでの掲示をお願いします。

【県民の皆様へ】

- ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の利用を控えてください。
- 飲食店を利用する場合は、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようご協力をお願いします。
- マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密（密閉・密集・密接）の回避など、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底してください。
- 冬期を迎え暖房を使用する場合でも室温が下がらない範囲で窓を開けるなど、換気を徹底してください。
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。
- 医療機関や社会福祉施設等への面会等には感染対策に注意し、施設等の指示にご協力をお願いします。
- 感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようお願いします。
- 医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三